

資 料 編

1 制度、施設等の紹介

あ行

【アースキーパーメンバーシップ】

地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組目標を定め、実行する会員を募集、登録し、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的として、平成 14 年 9 月に岡山県が創設した制度。

【ISO14001】

国際標準機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検・評価、Action：見直し）サイクルにより、各企業等が環境へ与える影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境への負荷低減を図ることをねらいとしている。

【アスベスト】

石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきたが、平成 17 年 7 月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成 18 年 9 月からは原則全面使用禁止となった。

【アダプト】

県民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子（英語で adopt）とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。

【EPR】

拡大製造者責任（Extended Producer Responsibility）の略。生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

【エコアクション21】

環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮の手法。

【岡山エコ事業所】

事業者が自ら環境保全に関する取組方針、取組内容等を定期的に公表するなど、循環型社会の形成のための取組が先進的かつ優秀な事業所として県が認定した事業所。平成 13 年 12 月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成 16 年 2 月から募集している。

エコ事業所は、廃棄物の排出抑制と循環資源の利用に積極的に取り組んでいる「ゼロエミッション事業所」、再生品の購入等に積極的に取り組んでいる「一般事業所」、再生品の販売等に積極的に取り組んでいる「小売店」の 3 部門について認定している。

<p>【岡山エコタウンプラン】</p> <p>「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想として、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定し、平成 16 年 3 月に資源循環型社会の形成に資するものとして環境省と経済産業省の共同承認を受けている。（全国で 26 地域承認、20 番目）</p>
<p>【おokayamaグリーンバイオ・プロジェクト】</p> <p>岡山県内の間伐材や製材端材等の木質バイオマスの利活用による新産業の創出を目指し、県内企業等による高機能で付加価値の高い新素材であるセルロースナノファイバー（CNF）や、CNF をはじめとする木質バイオマスを利活用した製品・用途に係る研究開発及び事業化の推進などに取り組んでいる。</p>
<p>【岡山県エコ製品】</p> <p>県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成 13 年 12 月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成 14 年 10 月から募集している。</p> <p>主な認定品としては、再生 PET 樹脂を使用した制服・作業服等、高炉スラグ等を使用したプレキャストコンクリート製品、建設発生土・建設汚泥等を原材料とした改良土などを認定している。</p>
<p>【岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画】</p> <p>美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律に基づき、平成 27 年 3 月に策定したもので、行政、民間団体等多様な主体による役割分担と連携、協力を通じて、海ごみ（海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみ）の円滑な回収、処理及び発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針や課題解決の方向性を示すもの。</p>
<p>【岡山県環境基本計画（エコビジョン）】</p> <p>岡山県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本条例第 10 条に基づき知事が定める計画。平成 10 年 3 月に策定したのち、平成 19 年度に社会情勢の変化を踏まえて全面的に見直し、2020 年までの長期的な目標と施策の大綱を示す新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）を策定した。岡山県廃棄物処理計画の上位計画に当たる。</p>
<p>【岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議】</p> <p>廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために平成 12 年 4 月 1 日に設置した、学識経験者、事業者団体等、NPO 等、義務教育関係者、市町村、一部事務組合又は広域連合で構成する外部有識者会議。</p> <p>廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案、新岡山県環境基本計画に定める基本目標「循環型社会の形成」に関する重点プログラムの推進、その他前条の目的を達成するために必要な事業の実践を事業内容とする。</p>
<p>【岡山県災害廃棄物処理計画】</p> <p>⇒「災害廃棄物」の項を参照</p>

【岡山県循環型社会形成推進条例】

岡山県における循環型社会の形成について、基本原則を定めるとともに、県、事業者、県民の責務を明らかにし、県の行う基本的な施策等を定めることにより循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための条例。

【岡山県循環資源総合情報支援センター】

企業間における循環資源に関する情報交換の促進、事業者及び県民への廃棄物等の発生の抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供、循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供等、循環資源の総合的な情報受・発信基地として「岡山県循環型社会形成推進条例」第 30 条の規定により、県が公益財団法人岡山県環境保全事業団を指定したセンターをいう。

【岡山県分別収集促進計画】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づき、市町村が策定した市町村分別収集計画（容器包装廃棄物の排出量の見込や分別区分等を定めたもの）をとりまとめたもので、3年ごとに5年を1期として定めるもの。

【岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画】

平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）第7条の規定により、岡山県廃棄物処理計画及び国が平成15年4月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（PCB廃棄物処理基本計画）に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的に、平成27年度から平成38年度までを計画期間として、平成27年3月に策定された計画。

【おかやま・もったいない運動】

循環型社会の形成に向けた3R（スリーアール）（「ごみを減らす（リデュース）」、「再使用する（リユース）」、「再生利用する（リサイクル）」）についての県民の意識改革と実践行動を促すため、小学生を対象としたコンテストや地域ごとのイベント等による普及啓発を行っている。

【汚泥再生処理センター】

し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し資源を回収する施設。この施設の特徴は、従来のし尿処理施設の持つ「し尿及び浄化槽汚泥を所定の水質まで衛生的に処理する」機能を保持しつつ、処理対象物に生ごみ等の有機性廃棄物を含め、処理工程にエネルギー回収・利用設備、資源化設備を有している。

か行

【海岸漂着物処理推進法】

正式名称は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）。海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（海岸漂着物対策）を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めたもの。

【ガス化溶融・改質施設】

ガス化溶融施設とは、ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶融する施設（化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある）。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。これに対して、ガス化改質施設では、発生した熱分解ガスを改質し回収する方式が多い。

【合併処理浄化槽】

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の影響が大きくなっており、対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進、単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への転換を進めている。

【家電リサイクル法】

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）。テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対しては引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【環境会計】

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し、伝達する仕組み。

【環境マネジメントシステム】

企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001 もその一つ。

【クリーンライフ 100 構想】

汚水処理施設整備率 100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、価格や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

【建設リサイクル法】

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の分別解体及び再資源化等を義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

【公共関与臨海部廃棄物処分場】（水島埋立処分場第2処分場）

県が策定した公共関与臨海部新処分場基本構想に基づき、財団法人岡山県環境保全事業団が倉敷市水島沖水面で進めていた公共関与臨海部新処分場（埋立面積 229,000 m²、埋立容量 2,400,000 m³）。平成 21 年 4 月から稼働している。



【公共下水道】

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであって、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

【小型家電リサイクル法】

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）。使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に定められた法律。市町村が回収対象品目や回収品目を独自に設定し、国から再資源化事業計画の認定を受けた認定事業者が再資源化を図る中で、自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

【ごみ処理基本計画】

市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

【ごみゼロガイドライン】

岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。

さ行

【災害廃棄物処理計画】

自治体が被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画としてとりまとめるとともに、支援自治体となることも想定し、必要となる事項を計画としてとりまとめた、各都道府県及び市町村が定める計画。

岡山県では、平成 28 年 3 月に「岡山県災害廃棄物処理計画」として策定。

【災害廃棄物対策指針】

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理した環境省の指針。

【最終処分場】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理などを経て最終的には原則として埋立処分される。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の性状によって、しゃ断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の 3 つの異なる構造に分類される。

【産業クラスター】

米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいい、ブドウの房のような企業・機関のネットワーク。その新しい組み合わせを産業クラスターという。

【産業廃棄物】

工場や事業場での物の製造や加工、販売、建設工事等の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 21 種類の廃棄物を行い、これら以外の廃棄物を「一般廃棄物」という。

産業廃棄物のうち、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃水銀等、廃石綿、ばい塵等）など、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」という。

【自動車リサイクル法】

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号）。自動車製造業者等の関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、使用済自動車の解体・破砕によって生じるフロン類、エアバッグ、シュレッダーダスト（車体破砕後に残る破砕くず）の 3 品目を引き取り・リサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律（平成 12 年法律第 110 号）。

【食品リサイクル法】

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする法律。

【食品ロス】

まだ食べられるのに廃棄される食品のことをいい、日本の食品廃棄物等が年間 2,797 万トンあるうち、食品ロスは 632 万トンと推計されている。（農林水産省及び環境省による平成 25 年度推計値）

【新潟県ごみ処理広域化計画】

平成 9 年 5 月の旧厚生省通知に基づき、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理、マテリアル・サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、ごみ処理コストの削減を目的として平成 10 年 3 月に策定した「新潟県ごみ処理広域化計画」について、構成市町村のブロック割等の見直しを行い、平成 19 年度から平成 28 年度を計画期間として、平成 19 年 3 月に策定したもの。

【新晴れの国おかやま生き生きプラン】

全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を基本目標として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想（2030 年頃を展望）と、その実現に向けて、平成 32 年度までに重点的に取り組む中期的な行動計画という二つの性格を併せ持つ本県のマスタープラン。

【水銀による環境の汚染防止に関する法律】

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について定めたもの。

【ストックマネジメント】

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことを「ストックマネジメント」という。廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短い上、高額な整備費がかかる。一方で国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっている。

【3R】

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会を形成するための廃棄物等に対する取組。3Rに以下の言葉を加え、4R・5R等と呼ぶ場合もある。

リフューズ（断る）マイバッグを持参してレジ袋を辞退するなど、ごみになるものの受け取りを断る。

リペア（直す）壊れても修理して使う。

リターン（戻す）携帯電話など使用後は購入先に戻す。

リフォーム（改良する）着なくなった服などを作り直す。

【生活排水】

し尿と日常生活に伴う台所、洗濯、風呂等からの排水。なお、生活排水のうちし尿を除くものを生活雑排水という。

【セルロースナノファイバー】

木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（1mmの百万分の1）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり、軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。

岡山県においては、平成22～26年度に、文部科学省の補助を受けて実施した「森と人が共生するSMART工場モデル実証」において、セルロースナノファイバーの製造技術の開発等に取り組んだ。

【ゼロエミッション】

産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6（1994）年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。

た行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。ダイオキシン類は農薬の生産工程及びごみ焼却による燃焼過程で非意図的に発生するもので、塩素の結合する位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定めた法律（平成11年法律第105号）。

【地域循環圏】

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

【中間処理】

廃棄物を最終処分する前に、焼却、溶融、脱水、破碎、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【中四国環境ビジネスネット（B-net）】

循環資源の利活用による企業間等の連携支援、環境をキーワードに広域ネットワークを活用した企業側の技術開発、市場の動向及び先進事例等に係る情報収集と情報発信、中国地域産学官連携コンソーシアム（さんさんコンソ）と連携した大学シーズに係る情報収集と情報発信を行っている。

な行

【熱回収（サーマルリサイクル）】

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリーともいう。

は行

【バイオガス】

家畜の排せつ物や有機性廃棄物（生ごみ、下水汚泥等）などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な利活用の方法としては、飼料化・肥料化などの他、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化などのエネルギー利用がある。

【PFI】

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を整備・管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待されている。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyls）の略。有機塩素化合物で、耐熱・耐薬品性、絶縁性に優れているため、絶縁油、熱媒体、印刷インキ、感圧紙などに幅広く用いられていたが、昭和43年のカネミ油症事件により、その毒性が社会問題となったことから、昭和47年7月に「化学物質の審査及び製造に関する法律」によって新たな製造等が禁止された。

【PCB 特別措置法】

正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法律」（平成 13 年法律第 65 号）。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間（法律施行より 15 年）内に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

【マイクロプラスチック】

洗顔料、化粧品、工業用研磨剤などに使用されている小さなビーズ状のプラスチック原料等や、ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが紫外線や波の力で 5mm 以下まで細かくなったものことで、有害物質を吸着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっているが、人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。

【マニフェスト制度】

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことで、平成 10 年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続きが可能になった。なお、本制度は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

【水島エコワークス（倉敷市資源循環型廃棄物処理施設）】

平成 17 年度に倉敷市水島地区で稼働開始したサーモセレクト方式のガス化溶融施設で、555 トン/日の処理能力を持つ。

倉敷市内の一般廃棄物や水島コンビナート企業等からの産業廃棄物を処理し、有機物はガス化・改質により精製合成ガスとしてコンビナートで利用し、無機物はスラグ、メタル、塩などに資源化している。県下の一般廃棄物のリサイクル率 29.5%（平成 26 年度）のうち水島エコワークスによる資源化分が約 8.6% を占めている。



や行

【優良産廃処理業者認定制度】

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成 17 年 4 月施行）」の見直しを受け、平成 22 年度の法改正に基づいて新たに創設された制度で、平成 23 年 4 月より施行されている。

本制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準：①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェストシステムの加入、⑤財務体質の健全性）に適合する処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた処理業者（優良認定業者）について、通常 5 年間の業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良認定業者に処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物処理の適正化を図ることを目的としている。

【容器包装リサイクル法】

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの中の容積比で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村は分別収集する、容器を製造又は販売する商品に容器包装を用いる事業者はリユースやリサイクルなどによる再商品化を実施するという役割分担を定めている。

【溶融スラグ】

廃棄物等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。なお、一般廃棄物や下水汚泥の溶融スラグについては、JIS規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等としてリサイクルの促進が期待されている。

ら行

【リサイクル】

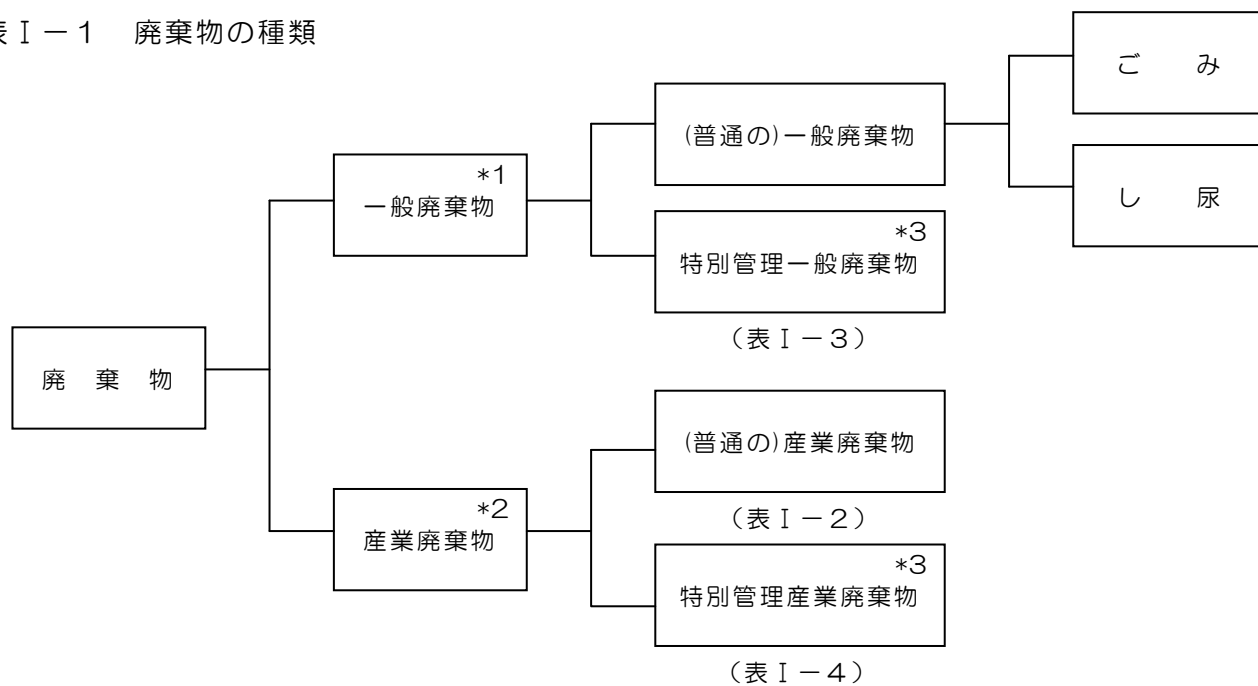
不要となったものをそのまま、または加工するなどして再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

【レアメタル】

レアメタル（希少金属（きしょうきんぞく））は非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。自動車やIT製品、家電製品などあらゆるハイテク製品の製造に欠かせない貴重な金属である。

2 その他参考資料

表 I - 1 廃棄物の種類



*1：産業廃棄物以外の廃棄物

*2：事業活動により生じた20種類の廃棄物と輸入廃棄物

*3：爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物

表 I-2 産業廃棄物

種類	例
1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず	紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8 木 く ず	木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染み込んだものに限る。〕
9 織 維 く ず	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕
10 動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物	牛の頭部、脊髓及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボードなど
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、廃墓石、その他これに類する不要物
17 動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18 動物の死体	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 処 理 物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸 入 廃 棄 物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。）

表 I - 3 特別管理一般廃棄物

種類	例
ポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用した部品	一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出された PCB 使用部品
廃水銀	一般廃棄物である水銀使用製品（蛍光管、ボタン電池、水銀体温計等）から回収された廃水銀
ばいじん	1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m ² 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出され、ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）

表 I - 4 特別管理産業廃棄物

種類	例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃烧しやすいもの：おおむね引火点 70℃以下）	
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が 2.0 以下の廃酸（著しい腐食性を有する廃酸）	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が 12.5 以上の廃アルカリ（著しい腐食性を有する廃アルカリ）	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	・ PCB が塗布されたり、染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず ・ PCB が付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃水銀等 及びその処理物	・ 廃水銀等（廃水銀及び水銀化合物） ・ 廃水銀等を処分するために処理したもので（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃石綿等	・ 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・ 建築物から除去した、飛散性の石綿含有保温材（石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材並びにこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材） ・ 石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表 I - 2 の 20 に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質（注）について、環境省令で定める基準に適合しないもの （注）アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類	
ばいじん	輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので、環境省令で定める基準に適合しないもの	
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出されるダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）（輸入廃棄物の焼却に限る）	

表Ⅱ ごみ処理状況<平成26年度>(その1)

市町村名	総人口	計画収集人口①	自家処理人口②	ごみ排出量 t/年					自家処理量 t/年⑧
				収集量③	直接搬入量④	搬入総量⑤=③+④	集団回収量⑥	総量⑦=⑤+⑥	
合計	1,939,935	1,939,856	79	564,022	84,410	648,432	59,881	708,313	30
岡山市	705,180	705,180	0	219,996	13,343	233,339	27,687	261,026	0
倉敷市	483,538	483,526	12	153,852	31,666	185,518	15,586	201,104	4
津山市	104,840	104,840	0	28,033	3,212	31,245	2,853	34,098	0
玉野市	63,022	63,022	0	21,177	2,816	23,993	1,542	25,535	0
笠岡市	52,052	52,052	0	14,970	6,949	21,919	1,141	23,060	0
井原市	42,959	42,959	0	9,603	1,881	11,484	1,106	12,590	0
総社市	67,809	67,809	0	17,834	6,388	24,222	1,508	25,730	0
高梁市	33,170	33,170	0	9,693	1,418	11,111	0	11,111	0
新見市	32,118	32,118	0	9,137	293	9,430	951	10,381	0
備前市	36,984	36,923	61	8,230	1,284	9,514	1,486	11,000	20
瀬戸内市	38,446	38,440	6	7,699	2,938	10,637	792	11,429	6
赤磐市	44,826	44,826	0	10,334	1,291	11,625	727	12,352	0
真庭市	48,650	48,650	0	9,222	4,649	13,871	1,965	15,836	0
美作市	29,914	29,914	0	6,675	1,887	8,562	52	8,614	0
浅口市	35,779	35,779	0	10,384	1,296	11,680	640	12,320	0
和気町	15,102	15,102	0	2,533	961	3,494	371	3,865	0
早島町	12,291	12,291	0	4,559	292	4,851	0	4,851	0
里庄町	11,123	11,123	0	3,023	219	3,242	232	3,474	0
矢掛町	15,006	15,006	0	3,072	317	3,389	452	3,841	0
新庄村	989	989	0	158	14	172	0	172	0
鏡野町	13,808	13,808	0	2,763	347	3,110	276	3,386	0
勝央町	11,331	11,331	0	2,466	163	2,629	0	2,629	0
奈義町	6,239	6,239	0	1,412	81	1,493	176	1,669	0
西粟倉村	1,525	1,525	0	269	68	337	0	337	0
久米南町	5,201	5,201	0	1,171	407	1,578	0	1,578	0
美咲町	15,522	15,522	0	2,945	230	3,175	119	3,294	0
吉備中央町	12,511	12,511	0	2,812	0	2,812	219	3,031	0
合計	1,939,935	1,939,856	79	564,022	84,410	648,432	59,881	708,313	30

表Ⅱ ごみ処理状況<平成26年度>(その2)

市町村名	収集量③(内訳) t/年											
	生活系ごみ						事業系ごみ					
	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
岡山市	0	125,226	5,516	11,852	119	1,130	0	73,394	2,020	0	0	739
倉敷市	0	90,458	1,615	5,243	0	204	0	55,821	511	0	0	0
津山市	0	12,906	1,252	2,547	0	102	0	10,901	57	193	0	75
玉野市	0	13,992	979	2,245	0	83	0	3,339	506	33	0	0
笠岡市	0	7,848	435	1,836	0	20	0	4,522	231	30	0	48
井原市	0	5,634	340	1,247	0	81	0	2,301	0	0	0	0
総社市	0	10,343	287	1,267	15	24	0	5,762	108	1	0	27
高梁市	0	5,376	175	854	0	145	0	3,026	46	41	0	30
新見市	0	4,830	121	536	0	27	0	3,504	82	0	0	37
備前市	0	6,418	69	718	0	53	0	972	0	0	0	0
瀬戸内市	0	6,240	288	871	82	218	0	0	0	0	0	0
赤磐市	0	6,743	50	715	50	255	0	2,521	0	0	0	0
真庭市	0	6,109	140	727	0	83	0	2,097	18	47	0	1
美作市	0	4,210	41	1,198	0	0	0	1,226	0	0	0	0
浅口市	0	6,492	300	980	0	87	0	2,469	43	13	0	0
和気町	0	1,430	10	931	0	162	0	0	0	0	0	0
早島町	0	2,110	154	338	0	0	0	1,923	34	0	0	0
里庄町	0	2,100	154	175	0	14	0	580	0	0	0	0
矢掛町	0	2,241	158	454	0	0	0	219	0	0	0	0
新庄村	0	130	2	26	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	2,336	169	126	0	132	0	0	0	0	0	0
勝央町	0	1,815	100	414	0	0	0	102	10	25	0	0
奈義町	0	1,241	44	87	0	40	0	0	0	0	0	0
西栗倉村	0	207	2	60	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	854	40	146	0	6	0	125	0	0	0	0
美咲町	0	2,440	154	301	0	50	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	0	1,522	25	328	0	49	0	883	4	0	0	1
合計	0	331,251	12,620	36,222	266	2,965	0	175,687	3,670	383	0	958

市町村名	直接搬入量④(内訳) t/年											
	生活系ごみ						事業系ごみ					
	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
岡山市	0	268	55	1,119	0	2,158	0	9,182	272	0	0	289
倉敷市	0	0	0	2,995	0	2,905	0	25,475	291	0	0	0
津山市	0	2,419	155	5	0	352	0	280	0	1	0	0
玉野市	0	165	90	1	0	367	0	1,492	617	8	0	76
笠岡市	0	345	101	1,127	0	0	0	414	1	4,960	0	1
井原市	0	364	197	0	0	97	0	1,220	0	0	0	3
総社市	0	1,496	761	40	0	814	0	2,049	576	236	0	416
高梁市	0	671	42	43	0	34	0	591	6	26	0	5
新見市	0	120	18	0	0	130	0	19	1	0	0	5
備前市	0	477	506	0	0	84	0	124	93	0	0	0
瀬戸内市	0	1,109	38	43	0	18	0	1,664	25	29	0	12
赤磐市	0	142	65	338	38	137	0	571	0	0	0	0
真庭市	0	1,377	129	141	0	560	0	2,175	32	87	0	148
美作市	0	1,618	11	132	0	126	0	0	0	0	0	0
浅口市	0	350	105	8	0	59	0	774	0	0	0	0
和気町	0	197	0	0	0	0	0	764	0	0	0	0
早島町	0	0	0	49	0	0	0	222	21	0	0	0
里庄町	0	195	0	0	0	18	0	6	0	0	0	0
矢掛町	0	65	0	1	0	11	0	240	0	0	0	0
新庄村	0	6	0	1	0	1	0	3	0	0	0	3
鏡野町	24	260	7	1	0	0	6	47	1	1	0	0
勝央町	0	29	6	2	0	107	0	17	1	1	0	0
奈義町	0	21	2	1	0	0	0	51	2	4	0	0
西栗倉村	0	0	0	0	0	3	0	63	0	2	0	0
久米南町	0	175	19	67	0	20	0	116	2	0	0	8
美咲町	0	197	0	3	0	0	0	21	1	0	0	8
吉備中央町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	24	12,066	2,307	6,117	38	8,001	6	47,580	1,942	5,355	0	974

表Ⅱ ごみ処理状況<平成26年度>(その3)

市町村名	ごみ処理量 t/年							中間処理に伴う資源化量 t/年 ⑫	1人1日当たりの排出量 g/人・日 =⑦/(①+②)*365}	生活系ごみ g/人・日	事業系ごみ g/人・日	減量処理率 =(①-⑨)/①	リサイクル率 =(⑥+⑩+⑫)/(⑥+⑪)
	直接埋立量 ③	中間処理				直接資源化量 ⑩	合計 ⑪						
		直接焼却量	粗大処理	資源化	その他								
岡山市	3,681	208,632	7,936	7,074	0	6,016	233,339	24,393	1,014	680	334	98.4%	22.3%
倉敷市	230	171,755	1,904	4,209	2,187	5,001	185,286	76,766	1,139	674	465	99.9%	48.5%
津山市	0	26,506	663	4,076	0	0	31,245	7,585	891	590	301	100.0%	30.6%
玉野市	1,707	19,280	881	2,125	0	0	23,993	2,474	1,110	846	264	92.9%	15.7%
笠岡市	0	13,142	824	656	21	7,296	21,939	1,148	1,214	677	537	100.0%	41.5%
井原市	197	9,519	353	1,415	0	0	11,484	1,379	803	578	225	98.3%	19.7%
総社市	1,210	19,650	1,892	1,470	0	0	24,222	1,986	1,040	669	371	95.0%	13.6%
高梁市	0	9,664	483	964	0	0	11,111	1,177	918	606	311	100.0%	10.6%
新見市	0	8,473	0	421	0	536	9,430	53	886	574	311	100.0%	14.8%
備前市	20	7,796	0	1,206	195	287	9,504	960	815	727	88	99.8%	24.9%
瀬戸内市	0	9,261	0	1,376	0	0	10,637	1,376	814	691	123	100.0%	19.0%
赤磐市	115	10,073	358	213	64	802	11,625	346	755	566	189	99.0%	15.2%
真庭市	41	11,758	447	693	529	403	13,871	1,641	892	632	259	99.7%	25.3%
美作市	52	7,180	0	250	0	1,080	8,562	1,003	789	677	112	99.4%	24.8%
浅口市	180	10,104	0	835	0	561	11,680	972	943	691	253	98.5%	17.6%
和気町	0	2,391	162	63	612	238	3,466	84	701	563	139	100.0%	18.1%
早島町	0	4,255	0	0	208	383	4,846	559	1,081	591	490	100.0%	19.4%
里庄町	0	2,881	186	67	0	108	3,242	173	856	711	144	100.0%	14.8%
矢掛町	0	2,765	169	206	0	250	3,390	205	701	617	84	100.0%	23.6%
新庄村	0	139	0	10	2	21	172	24	476	460	17	100.0%	26.2%
鏡野町	32	2,658	88	56	167	99	3,100	15	672	661	11	99.0%	11.6%
勝央町	0	1,963	0	412	0	254	2,629	406	636	598	38	100.0%	25.1%
奈義町	0	1,313	0	99	0	81	1,493	58	733	708	25	100.0%	18.9%
西粟倉村	2	270	0	88	0	5	365	56	605	489	117	99.5%	16.7%
久米南町	0	1,270	95	86	0	127	1,578	230	831	699	132	100.0%	22.6%
美咲町	69	2,658	31	117	20	201	3,096	78	581	576	5	97.8%	12.4%
吉備中央町	0	2,405	122	328	0	0	2,855	378	664	469	194	100.0%	19.4%
合計	7,536	567,761	16,594	28,515	4,005	23,749	648,160	125,525	1,000	666	334	98.8%	29.5%

表Ⅲ－１ 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

地域名	設 置 主 体 名 施 設	設 置 場 所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構 成 市 町 村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	34	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	43	H9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	44	H26	赤磐市
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	倉敷市（早島町）
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一基303)	H17	倉敷市
美作	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市榎西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H3	真庭市（新庄村）
	美作市 美作クリーンセンター	美作市杉原340	34	H26	美作市（西粟倉村）
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H6	真庭市、美咲町
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	128	H28	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
	合 計		21	2851	

表Ⅲ－２ 一般廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	58	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	26	H26	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H5	玉野市
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市、美咲町
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	34.05	H28	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合 計		9	349.1		

表Ⅲ－３ 一般廃棄物処理施設（再生利用施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	17	H26	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵160	4	H1	瀬戸内市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ不燃物処理施設	瀬戸内市牛窓町牛窓228	4	H9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	4	H26	赤磐市
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	倉敷市 船穂町堆肥化センター	倉敷市船穂町船穂2636-2	2	H8	倉敷市
	浅口市 リサイクルセンター	浅口市鴨方町深田930-1	3	H9	浅口市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市榎西290	11	H11	真庭市
	美作市 美作クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設	美作市杉原340	7.9	H26	美作市（西粟倉村）
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	3.95	H28	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合 計		14	147.45		

表Ⅲ－４ 一般廃棄物処理施設（最終処分場）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	埋立物									埋立開始年	
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手108-1	平地	○		12,600	59,700											埋立前
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上152	山間	○		36,900	450,000						○	○				2005
	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町大田4204-5	山間	○		5,354	10,800											1985
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200							○	○			1992
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	94,550							○	○			1983
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河855-2	山間	○		4,390	15,554								○	○		1996
備中	倉敷市 東部最終処分場（2期）	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000							○	○	○	○	2003
	総社市 一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000								○	○		1982
	総社市 宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	山間	○		200	600										○	1970
	総社市 大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部999-3	山間	○		2,671	15,500									○		1970
	倉敷市 船穂町不燃物処分場	倉敷市船穂町船穂7052-1外	山間	○		7,924	55,769							○	○			1977
	井原市 野々迫埋立処分場	井原市高屋町字野々迫5090外	山間	○		7,095	32,980										○	1990
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河内1940-24	山間	○		4,200	27,400									○	○	2007
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	山間	○		8,400	39,700								○	○		2000
	早島町 一般廃棄物埋立処分地	早島町矢尾地内	山間	○		42,000	224,000									○		1981
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5425	山間	○		22,000	126,000									○	○	1980
	美作	真庭市 ガレキ処分場	真庭市榎東1379-18	山間	○		5,629	36,485										○
真庭市 一般廃棄物最終処分場		真庭市目木772-107外	山間	○		4,500	27,000										○	1999
美作市 埋立処分地施設		美作市瀬戸151-4	山間	○		2,961	12,312									○	○	1988
鏡野町 北部衛生クリーンセンター一般廃棄物最終処分場		鏡野町井坂524-1外	平地	○		5,100	15,600									○	○	1994
美咲町 備前クリーンセンター一般廃棄物最終処分場		美咲町連石856-1	山間	○		3,200	14,544									○	○	1991
美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場		美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056											1993
岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場		美咲町江与味3353外	山間	○		4,500	24,500									○	○	2001
津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター一般廃棄物最終処分場		津山市領家1411-1外	山間	○		2,530	30,000										○	○
合 計		24			296,554	2,179,250												

表Ⅲ－５ 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

（平成 28 年 3 月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (k l / 日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	70	S60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S39	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H14	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S40	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	50	S52	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町
	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H6	真庭市、新庄村、鏡野町、美咲町
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S58	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S61	美作市、勝央町、美咲町 西栗倉村、奈義町
合 計		21	2,079.35		

表IV-1 産業廃棄物処理状況（業種別）＜平成26年度＞（その1）

（単位：千t/年）

区分 種類	発生量		有償物量		排出量		自己中間処理量		自己中間処理後量		自己未処理量		搬出量		自己最終処分量						
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	自己中間処理後の処理内訳			(G)	自己未処理の処理内訳			(H)	自己最終処分量						
							再生 利用量	自己 最終 処分量	委託 中間 処理量		(E2)	(E3)	(E4)		(E5)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(I)
合計	6,122	598	5,525	3,655	1,234	971	220	37	0	1,869	80	1,628	161	0	2,047						
鉱業	45		45	35	28	28				9	9	0	0	0	0						
建設業	878	4	874	130	74	42	30	2	0	744	17	715	12	0	759						
製造業	3,463	503	2,961	1,986	1,022	902	88	32	0	975	48	780	147	0	1,047						
食料品	148	6	142	92	25	3	22	1	0	50	6	41	3	0	66						
飲料・飼料	29	10	19							19	0	19	0	0	19						
繊維	42	10	32	23	3	0	3	1	0	9	1	8	0	0	11						
木材	7	0	7	1	0	0				5	4	1	0	0	2						
家具	9	0	9	2	0	0	0	0	0	7	0	6	1	0	7						
ハルブ・紙	164	5	158	141	7	4	1	0	0	17	6	9	2	0	14						
印刷	47	10	37	1	1	1	0			36	5	31	0	0	31						
化学	986	74	912	739	214	159	42	13	0	173	11	141	21	0	217						
石油・石炭	261	0	261	228	175	174	1			33	2	30	0	0	32						
プラスチック	36	2	34	3	0	0	0	0	0	31	0	28	2	0	31						
ゴム	13	0	13							13	1	12	1	0	12						
皮革																					
窯業・土石	256	53	204	108	17		16	1	0	96	3	78	15	0	110						
鉄鋼	1,181	233	947	632	573	557	17			316	0	220	95	0	332						
非鉄金属	20	0	20	4	3	3	0	0	0	16	1	13	2	0	15						
金属	27	9	18	1	0	0	0	0	0	17	2	14	1	0	15						
はん用機器	42	14	28	1	0	0	0	0	0	27	2	25	0	0	25						
生産用機器	24	6	19	2	0	0	0	0	0	17	0	15	2	0	16						
業務用機器	3	0	3							3	0	3	0	0	3						
電子部品	22	1	22	8	1		1			14	0	14	0	0	15						
電気機器	4	1	4							4	1	2	0	0	2						
情報通信機器	0	0	0							0	0	0	0	0	0						
輸送用機器	131	67	64	0	0	0	0	0	0	64	3	60	1	0	61						
その他	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	9	1	0	10						
電気・水道業	1,651	82	1,569	1,501	111	6	103	2	0	68	0	68	1	0	173						
電気業	146	82	65							65		64	1	0	65						
ガス業	0	0	0							0	0	0	0	0	0						
上水道業	93	0	93	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
工業用水道	16	16	16	1	1	1				0	0	0	0	0	0						
下水道業	1,396		1,396	1,392	106	3	101	2	0	4	0	4	0	0	106						
情報通信業	5		5							5	0	5	0	0	5						
運輸業	20	1	19							19	4	15	0	0	15						
卸・小売業	35	7	28	0	0	0				28	1	27	1	0	27						
宿泊・飲食	2	0	2							2	0	2	0	0	2						
医療・福祉	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10	1	9	0	0	9						
サービス業※1	10	0	10	3	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	6						
その他の業種※2	3	1	2							2	0	2	0	0	2						

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)※1「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」及び「サービス業」の合計値である。※2「その他の業種」は、「林業」、「漁業」、「物品賃貸業」及び「公務」の合計値である。

表IV-1 産業廃棄物処理状況（業種別）＜平成26年度＞（その2）
（その2）

区分 種類	委託処理量													委託中間処理量			委託中間処理後量			委託後の処理内訳			再生 利用量 (R)	最終処分量		その他 量 (J)	資源化 量 (S)
	委託直接最終処分量 (処理主体の内訳)			委託主体の内訳 (処理先地域の内訳)			委託主体の内訳 (処理先地域の内訳)			委託主体の内訳 (処理先地域の内訳)			(処理後の処理内訳)			再生 利用量 (M1)			最終処分量 (M2)		自己処分 (Q1)	委託処分 (Q2)					
	(K)	(L)	(M)	(O)	自治体	県内	県外	(N)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)	(V)	(W)	(X)	(Y)	(Z)	(AA)			(AB)	(AC)			
合計	2,047	188	188	0	189	9	1,848	1,847	1	1,406	443	1,461	1,242	119	2,399	318	318	0	0	0	0	2,997	0	0	0		
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設業	759	15	15	14	14	1	745	745	0	736	9	720	672	48	731	63	63	0	0	0	0	0	0	0	0	734	0
製造業	1,047	180	179	171	8	8	867	867	0	526	341	607	554	54	1,503	233	233	0	0	0	0	0	0	0	0	2,006	0
食料品	66	4	4	4	0	0	62	62	0	42	20	21	19	2	28	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
飲料・飼料	19	0	0	0	0	0	19	19	0	19	0	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0
繊維	11	1	1	1	1	1	10	10	1	9	1	7	7	1	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0
木材	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
家具	7	1	1	1	1	0	6	6	6	4	2	5	4	1	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
ハルプ紙	14	3	3	2	2	1	12	12	0	10	2	9	8	0	19	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0
印刷	31	0	0	0	0	0	31	31	0	28	3	28	26	2	32	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
化学	217	34	34	32	2	2	183	183	0	113	70	95	78	17	248	51	51	0	0	0	0	0	0	0	0	322	0
石油・石炭	32	0	0	0	0	0	32	32	0	12	20	12	12	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188	0
プラスチック	31	2	2	2	2	0	29	29	0	18	11	23	20	3	21	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0
ゴム	12	1	1	1	1	0	12	12	0	10	2	7	6	1	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
皮革	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	110	15	15	13	3	3	94	94	0	75	19	89	73	16	76	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	129	0
鉄鋼	332	112	112	110	2	2	220	220	0	53	167	204	203	0	760	113	113	0	0	0	0	0	0	0	0	993	0
非鉄金属	15	2	2	2	2	0	13	13	0	9	4	4	4	0	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
金属	15	1	1	1	1	0	14	14	0	13	2	12	11	1	13	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
はん用機器	25	0	0	0	0	0	25	25	0	24	0	21	18	3	21	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
生産用機器	16	2	2	2	2	0	15	15	0	12	2	12	12	1	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0
業務用機器	3	0	0	0	0	0	3	3	0	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
電子部品	15	0	0	0	0	0	15	15	0	12	3	13	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0
電気機器	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	1	2	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
情報通信機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸送用機器	61	1	1	1	1	0	60	60	0	48	12	28	23	5	26	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
その他	10	1	1	1	1	1	9	9	0	9	0	3	2	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
電気・水道業	173	3	3	3	3	0	170	170	0	96	75	85	75	10	81	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	163	0
電気業	65	1	1	1	1	0	64	64	0	2	62	63	63	0	63	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	145	0
ガス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上水道業	2	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
工業用水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道業	106	2	2	2	2	2	104	104	0	93	12	20	11	9	14	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0
情報通信業	5	0	0	0	0	0	5	5	0	5	4	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
運輸業	15	0	0	0	0	0	15	15	0	15	0	14	13	1	17	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0
卸・小売業	27	1	1	1	1	0	27	27	0	19	8	21	17	4	17	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0
宿泊・飲食	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
医療・福祉	9	0	0	0	0	0	9	9	0	6	3	2	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
サービス業※1	6	0	0	0	0	0	6	6	0	6	0	5	4	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
その他の業種※2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)※1「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」及び「サービス業」の合計値である。※2)「林業」、「漁業」、「物品買付業」及び「公務」の合計値である。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成26年度＞（その1）

区分 種類	発生量		有償物量		排出量		自己中間処理量				自己中間処理後量				自己未処理量				自己未処理の処理内訳				搬出量		自己最終処分量							
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	(自己中間処理後の処理内訳)			(E5)	(E)	(E1)	(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(G)	(自己未処理の処理内訳)			(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(H)	(I)	県内	県外			
							自己中間処理量	委託中間処理量	委託最終処分量									自己最終処分量	委託中間処理量	委託最終処分量										自己最終処分量	委託中間処理量	委託最終処分量
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(E)	(E1)	(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(G)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(H)	(I)									
合計	6,122	598	5,525	3,655	1,234	977	220	37	0	1,869	80	1,628	161	0	2,047																	
燃え殻	27	5	22	3	6	4	1	2	0	20	3	7	10	19																		
汚泥	3,148	157	2,991	2,780	564	370	177	17	0	211	12	185	14	393																		
有機性汚泥	1,814	5	1,809	1,708	138	7	128	3	0	100	0	93	7	231																		
無機性汚泥	1,335	152	1,183	1,072	426	363	48	15	0	111	12	92	7	162																		
廃油	206	42	165	102	2	2				63	7	55	0	55																		
一般廃油	93	41	52	8	0	0				44	7	36	0	36																		
廃溶剤	9	0	8	1						7	0	7	0	7																		
その他	105	0	104	93	2	2				11	0	11	0	11																		
廃酸	30		30	1						29	1	29	0	29																		
廃アルカリ	60	1	59	2	2	2				57	0	57	0	57																		
廃プラスチック類	162	8	154	6	3	1	2	0	0	148	5	140	4	146																		
廃プラスチック	154	8	146	6	3	1	2	0	0	139	1	135	4	141																		
廃タイヤ	9	0	9							9	4	5	0	5																		
紙くず	46	9	37	1	1	1	0	0	0	35	11	24	0	24																		
木くず	162	2	160	9	4	1	3	0	0	151	4	145	2	150																		
繊維くず	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0																		
動植物性残さ	48	15	32	10	1	1	1	0	0	22	5	15	2	17																		
動物系固形不燃物	0	0	0	0						0	0	0	0	0																		
ゴムくず	0	0	0	0						0	0	0	0	0																		
金属くず	436	334	101	4	3	2	0	0	0	98	9	88	1	88																		
ガラス陶磁器くず	166	12	154	42	24	0	12	12	0	112	3	92	17	132																		
鉱さい	274	7	267	100	92	92	0	0	0	167	0	73	94	167																		
がれき類	836	2	834	236	209	209	25	2	0	546	18	518	10	555																		
コンクリート片	387	2	385	106	99	83	16	0	0	279	0	278	1	295																		
廃アスファルト	352	0	352	165	121	113	8	0	0	187	14	172	0	181																		
その他	97		97	16	16	13	0	2	0	80	3	68	9	79																		
ばいじん	477		477	307	296	292	4	0	0	170		167	3	174																		
その他の産業廃棄物	43	4	39	0	0	0	0	0	0	39	0	35	4	39																		
感染性廃棄物	7		7	0	0	0	0	0	0	7		7	0	7																		
混合物	37	4	33	0	0	0	0	0	0	33	0	28	4	32																		

注1)本結果表では産業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)「変換」、「無変換」の定義については、本編13頁の「5産業廃棄物の種類の区分について」を参照のこと。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成26年度＞（その2）

区分 種類	委託処理量												資源化 量	その他 量		
	委託直接最終処分量			委託中間処理量			委託中間処理後量			再生 利用量	最終処分量					
	(処理先地域の内訳)			(処理先地域の内訳)			(処理後の処理内訳)				自己処分	委託処分				
	業者	自治体	県内 県外	業者	自治体	県内 県外	業者	自治体	県内 県外	(M1)					(M2)	
(K)	(O)	(L)	(L)	(L)	(M)	(M)	(M)	(M)	(R)	(Q)	(S)					
合計	2047	198	189	9	1,848	1,847	1	1,406	443	1,461	1,342	119	2,399	318	0	2,997
燃え殻	19	12	12	0	8	8		2	6	65	35	30	41	41	0	46
汚泥	393	32	29	3	362	361	1	279	83	108	99	9	481	41	0	638
有機性汚泥	231	10	10	0	221	221	1	194	28	38	32	5	40	15	0	45
無機性汚泥	162	22	19	3	140	140		85	55	70	66	4	441	26	0	583
廃油	55				55	55		36	19	23	23		33		0	75
一般廃油	36				36	36		26	10	18	18		25		0	67
廃溶剤	7				7	7		4	4	2	2		2		0	2
その他	11				11	11		6	5	4	4		6		0	6
廃酸	29				29	29		14	15	5	5		5		0	5
廃アルカリ	57				57	57		45	12	11	11		13		0	14
廃プラスチック類	146	4	3	1	142	142	0	118	24	95	77	18	83	22	0	91
廃プラスチック	141	4	3	1	137	137	0	116	21	91	73	18	75	22	0	83
廃ナイヤ	5	0	0	0	5	5		2	3	5	5	0	8	0	0	9
紙くず	24	0	0	0	24	24	0	22	2	23	22	0	35	0	0	44
木くず	150	2	2	0	148	148	0	142	6	133	126	7	131	9	0	133
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
動植物性残さ	17	2	2		15	15		14	1	4	4	0	9	2	0	24
動物系固形不要物	0				0	0		0	0	0	0		0			0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	88	1	0	0	88	88		86	2	87	86	1	98	2	0	432
ガラス陶磁器くず	132	29	24	4	103	103		89	15	102	76	26	80	54	0	92
鉱さい	167	94	94	0	73	73		17	56	69	69	0	161	94	0	168
がれき類	555	12	12	0	543	543		510	33	543	524	19	751	31	0	753
コンクリート片	295	1	1		294	294		289	5	294	291	3	374	4	0	376
廃アスファルト	181	0	0	0	181	181		180	1	181	181	0	308	0	0	308
その他	79	11	11	0	68	68		41	27	68	52	16	69	27	0	69
ばいじん	174	7	7	0	167	167		2	165	166	166	0	458	7	0	458
その他の産業廃棄物	39	4	4	0	35	35		31	4	27	17	10	17	14	0	21
燃焼性産業廃棄物	7				7	7		4	3							
混合物	32	4	4	0	28	28		27	1	27	17	10	17	14	0	21

注1)本結果表では産業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)「変換」、「無変換」の定義については、本編13頁の「5.産業廃棄物の種類の区分について」を参照のこと。